

平成 21 年 6 月 1 日

各位

横浜市西区みなとみらい二丁目 2 番 1 号

株式会社 コロワイド

代表取締役 蔵人 金男

「第 47 期定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成 21 年 5 月 28 日付でご送付申し上げました当社第 47 期定時株主総会招集ご通知の一部に誤りがございます。

謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正申し上げます。

敬具

記

訂正箇所

招集通知 株主総会参考書類 48 頁 記載の第 2 号議案 定款一部変更の件 2. 変更の内容
(網掛けは修正箇所を示しております)

(訂正前)

現行定款	変更案
第 14 条の 1 ～ 第 43 条 (条文省略)	第 13 条の 1 ～ 第 42 条 (現行どおり)
(期末配当) 第 44 条 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度の末日最終の株主名簿に <u>記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者</u> に対して、剰余金の配当（以下期末配当金という。）を行うことができる。	(期末配当) 第 <u>43</u> 条 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度の末日最終の株主名簿に <u>記録された株主又は登録株式質権者</u> に対して、剰余金の配当（以下期末配当金という。）を行うことができる。
(中間配当) 第 45 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日最終の株主名簿に <u>記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者</u> に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下中間配当金という。）を行うことができる。	(中間配当) 第 44 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日最終の株主名簿に <u>記録された株主又は登録株式質権者</u> に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下中間配当金という。）を行うことができる。

(新設)	<u>附則</u> <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置き</u> <u>その他の株券喪失登録簿に関する事務は、平</u> <u>成 22 年 1 月 5 日までこれを株主名簿管理人</u> <u>に委託し、当社においては取扱わない。な</u> <u>お、本附則は、同日の経過後、自動的に削除</u> <u>されるものとする。</u>
------	---

(訂正後)

現行定款	変更案
(優先配当金) 第 14 条の 1 当社は、第 44 条に定める期末配当金を支払うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という。）又は優先株式の登録株式質権者（以下優先登録株式質権者という。）に対し、（省略）	(優先配当金) 第 13 条の 1 当社は、第 43 条に定める期末配当金を支払うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という。）又は優先株式の登録株式質権者（以下優先登録株式質権者という。）に対し、（省略）
2．当社は、第 45 条に定める中間配当を支払うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、（省略）	2．当社は、第 44 条に定める中間配当を支払うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、（省略）
3 （条文省略）	3 （現行どおり）
第 14 条の 2～第 14 条の 10（条文省略）	第 13 条の 2～第 13 条の 10（条文省略）
(優先配当金) 第 15 条の 1 当社は、第 44 条に定める期末配当金を支払うときは、第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対し、（省略）	(優先配当金) 第 14 条の 1 当社は、第 43 条に定める期末配当金を支払うときは、第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対し、（省略）
2．当社は、第 45 条に定める中間配当を支払うときは、第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対し、（省略）	2．当社は、第 44 条に定める中間配当を支払うときは、第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対し、（省略）
3 （条文省略）	3 （現行どおり）
第 15 条の 2～第 43 条（条文省略）	第 14 条の 2～第 42 条（条文省略）

(期末配当) 第 44 条 当会社は、株主総会の決議により、毎事業年度の末日最終の株主名簿に<u>記載又は記録された株主</u>もしくは登録株式質権者に対して、剰余金の配当（以下期末配当金という。）を行うことができる。	(期末配当) 第 43 条 当会社は、株主総会の決議により、毎事業年度の末日最終の株主名簿に<u>記録された株主又は登録株式質権者</u>に対して、剰余金の配当（以下期末配当金という。）を行うことができる。
(中間配当) 第 45 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日最終の株主名簿に<u>記載又は記録された株主</u>もしくは登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下中間配当金という。）を行うことができる。	(中間配当) 第 44 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日最終の株主名簿に<u>記録された株主又は登録株式質権者</u>に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下中間配当金という。）を行うことができる。
第 46 条 （条文省略）	第 45 条 （現行どおり）
(新設)	<u>附則</u> <u>当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、平成 22 年 1 月 5 日までこれを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。なお、本附則は、同日の経過後、自動的に削除されるものとする。</u>

以上